

委員会提出第 4 号議案

UR 賃貸住宅居住者の居住安定策確立を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成 22 年 9 月 27 日

提出者 厚生経済委員会委員長 隆 ミワ子

UR賃貸住宅居住者の居住安定策確立を求める意見書

本年4月に行われた行政刷新会議の事業仕分けで、都市再生機構の賃貸住宅事業については、「高齢者・低所得者向け住宅の供給は自治体または国に移行、市場家賃部分は民間に移行する方向で整理」することとされた。

この中で、「高齢者・低所得者向け住宅の供給は自治体または国に移行」の部分は、政府の住宅政策の転換を必要とするものであり、実現の可能性に疑問を抱かざるを得ない。また、「市場家賃部分は民間に移行」の部分は、すべてのUR賃貸住宅の民営化に道を開くものであり、居住者の生活実態を無視するものである。

全国のUR賃貸住宅では、居住者の高齢化が進み、収入の上でも公営住宅階層が大半を占める中、多くの世帯が現在居住する団地での永住を希望している。UR賃貸住宅は我が国におけるかけがえのない公共賃貸住宅であり、事業見直しの一方で、居住者の居住の安定が脅かされるようなことがあってはならない。

よって、府中市議会は、政府に対し、UR賃貸住宅居住者の居住の安定のため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 独立行政法人都市再生機構の見直しに当たっては、UR賃貸住宅を公共賃貸住宅として適切な管理・組織のもとで存続させること
- 2 国会の総意である「都市再生機構法案に対する附帯決議」とUR賃貸住宅の「住宅セーフティネット」としての法的な位置づけ、並びに居住世帯の生活実態を踏まえ、高齢者や子育て世帯等も安心して住み続けられる家賃制度に改めること
- 3 都市再生機構が計画しているUR賃貸住宅の再編（売却・削減、民営化等）及び定期借家契約導入等の方針を見直し、国民の居住安定を第一とした公共住宅政策を確立すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月27日

議 長 名

(あて先) 内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、行政刷新担当大臣